

○保険料調整制度の対象とならない事業所例（個人事業所・強制適用）

個人事業所・強制適用

下記のいずれかに該当する事業所（厚生年金保険法第6条第2項に該当する事業所（法人事業所等）を除く）

- ・厚生年金保険法第6条第1項第1号に定める事業（法定17業種）を行う事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの
- ・2029(令和11)年10月（非適用業種解消）以降に開設した法定17業種以外の事業を行う事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの

①2026(令和8)年10月1日時点で既に、特定適用事業所（任意特定適用事業所を含む）となっている個人事業所

例1 A'事業所：2026年10月1日より前から任意特定適用事業所となっている適用事業所

②保険料調整制度の対象事業所のいずれかの条件に該当する前に、被保険者数が常時51人以上となって特定適用事業所となった個人事業所

例2 B'事業所：被保険者数51人以上で特定適用事業所となった適用事業所

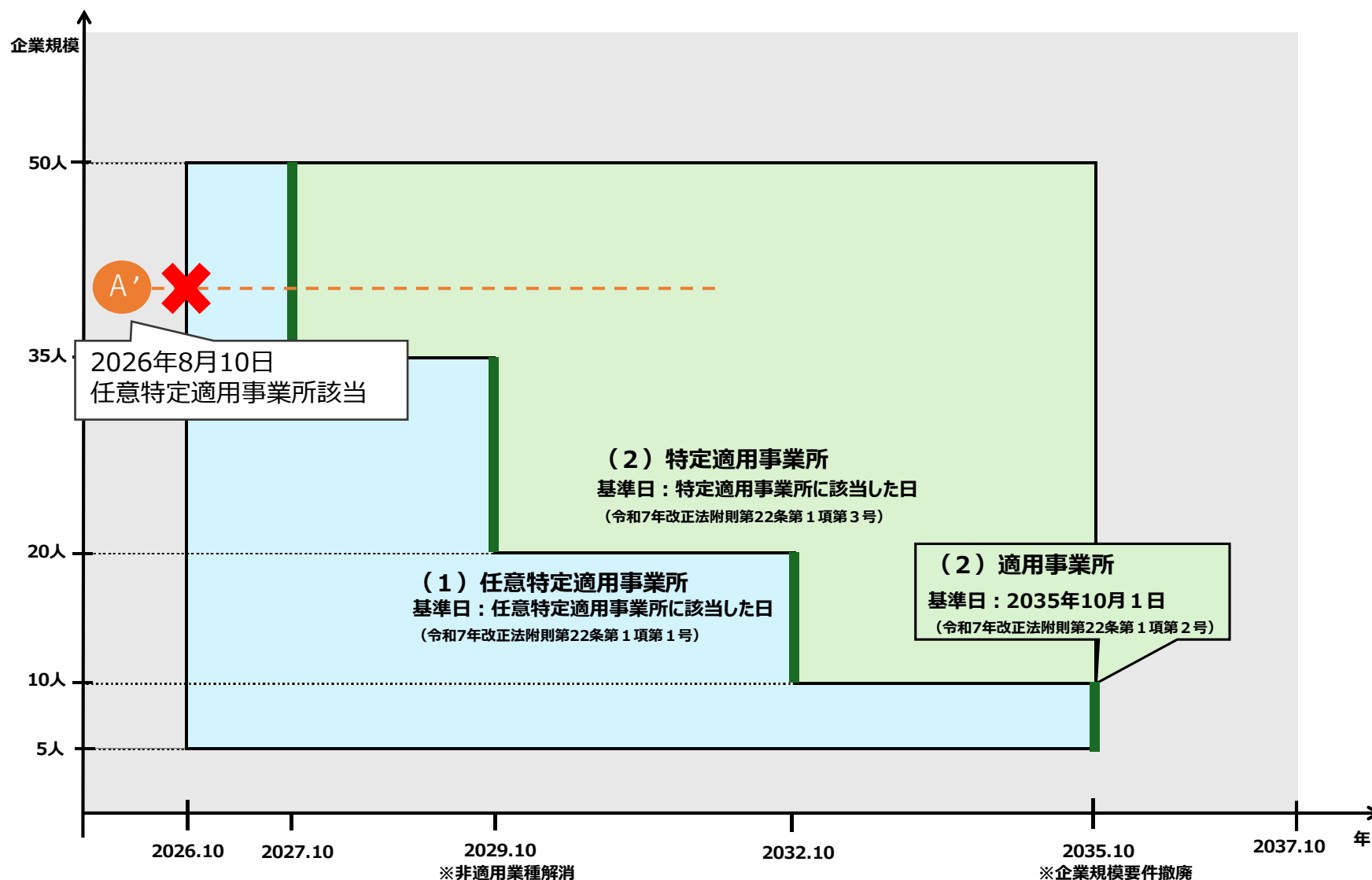
例3 C'事業所：被保険者数51人以上で特定適用事業所となり、その後被保険者数が50人以下となった適用事業所

例4 D'事業所：被保険者数が51人以上で新規適用し、同日に51人以上で特定適用事業所となった適用事業所

例 1 A'事業所：2026年10月1日より前から任意特定適用事業所となっている適用事業所

被保険者数40人の個人事業所が、2026年8月10日に任意特定適用事業所となった場合

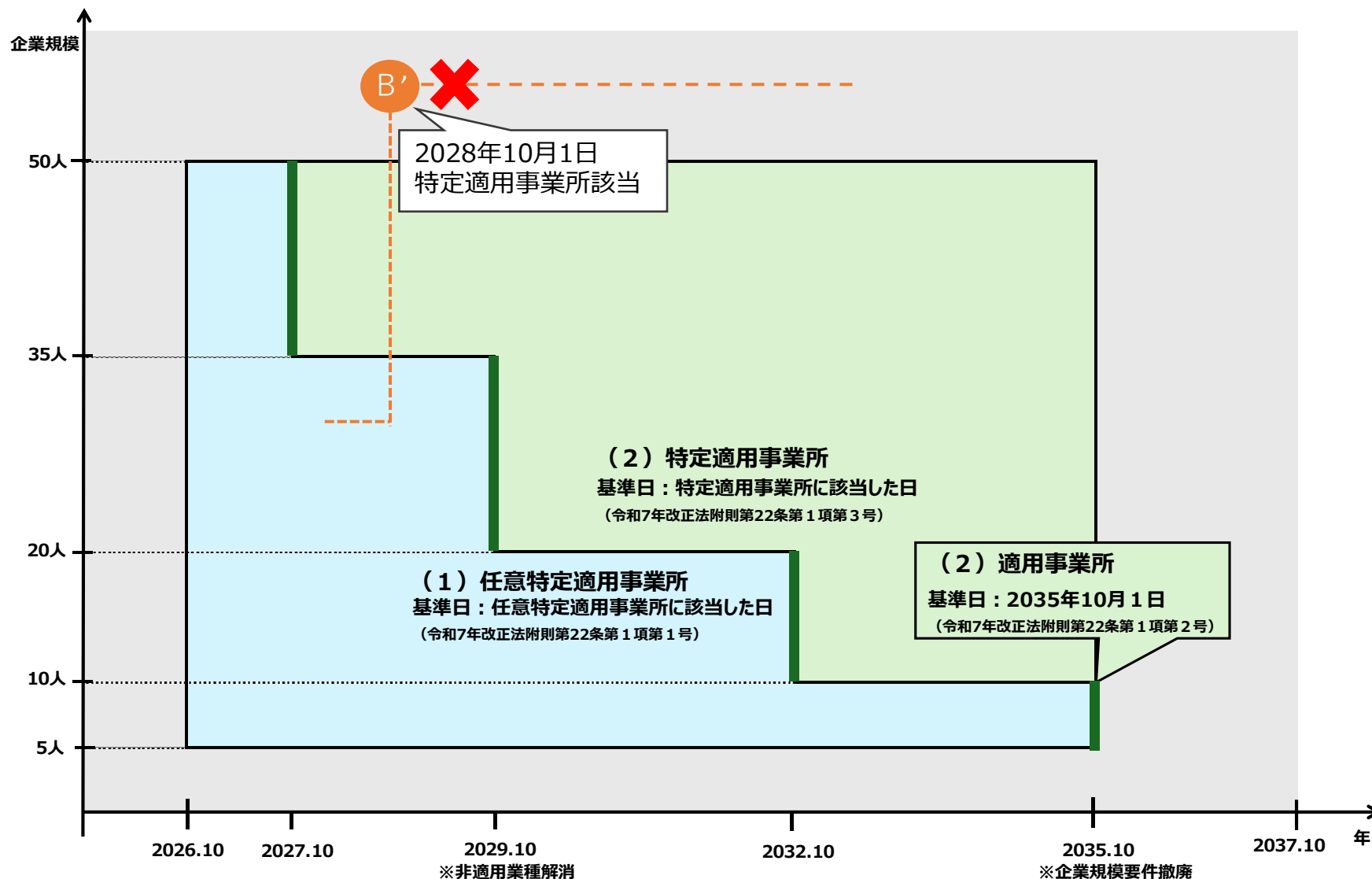
⇒2026年10月1日時点で既に、任意特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。



例2 B'事業所：被保険者数が51人以上で特定適用事業所となった適用事業所

2028年10月1日に、被保険者数が30人から70人に増加したことにより、被保険者数が51人以上で特定適用事業所となった個人事業所の場合

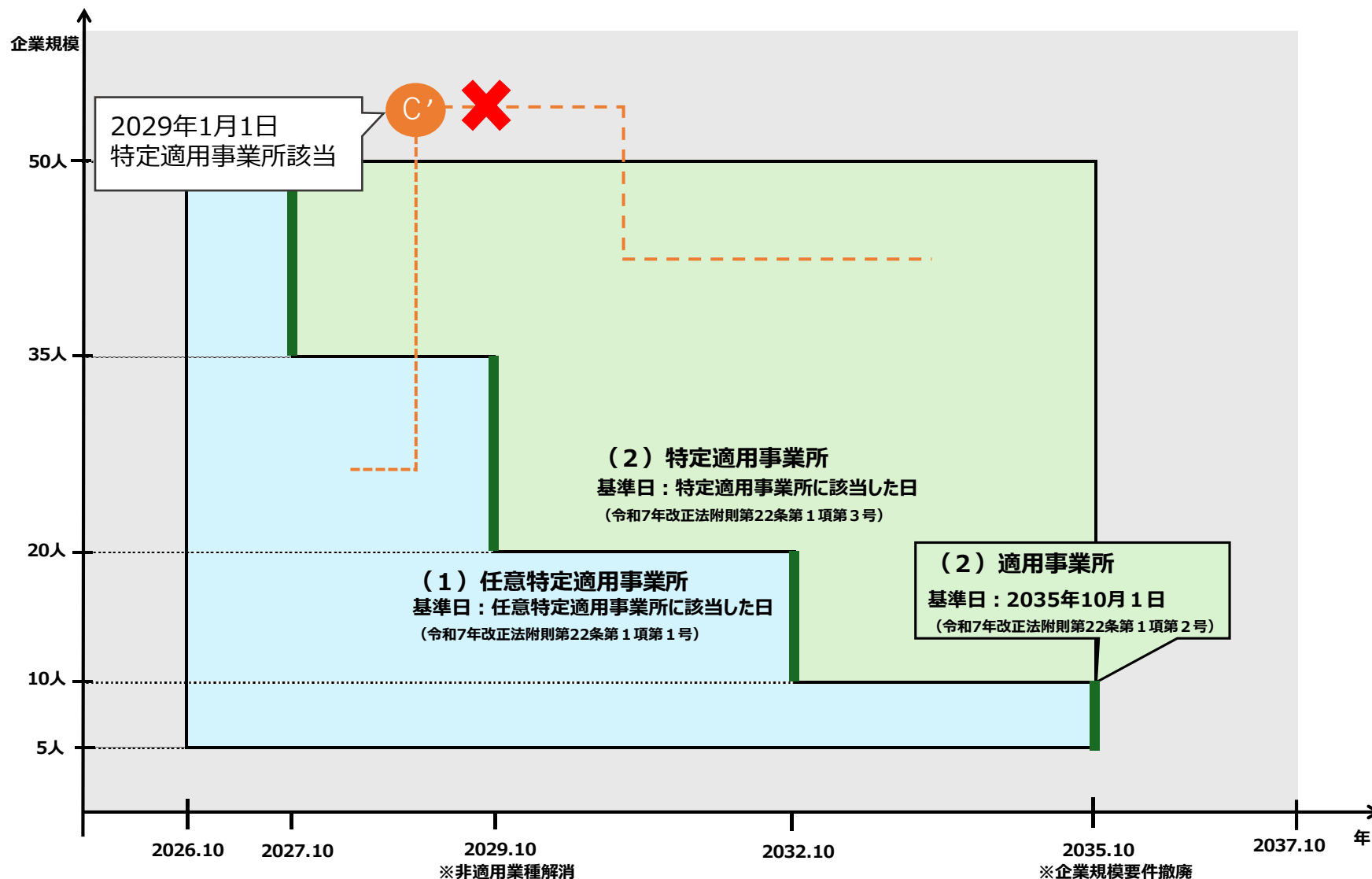
⇒保険料調整制度の対象事業所の条件を満たす前に、51人以上で特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。



例3 C'事業所：被保険者数51人以上で特定適用事業所となり、その後被保険者数が50人以下となった適用事業所

2029年1月1日に被保険者数が25人から60人に増加したことにより、被保険者数が51人以上で特定適用事業所に該当し、その後被保険者数が50人以下に減少した個人事業所の場合

⇒保険料調整制度の対象事業所の条件を満たす前に、51人以上で特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。



⇒保険料調整制度の対象事業所の条件を満たす前に、51人以上で特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。

